

2026 年 7 月 22 日

各 位

会 社 名 ヤマシタヘルスケアホールディングス株式会社
代表者氏名 代表取締役 執行役員 社長 山下 尚登
(コード番号 9265 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 取締役 執行役員 吉田 弘幸
(TEL 092-402-2922)

第 9 期株主総会における株主提案に対する 当社取締役会の意見に関するお知らせ

当社は、2026 年 6 月 15 日付けで、当社株主であるトリプルフォー投資事業組合（以下「提案株主」といいます。）から、第 9 期（自 2025 年 6 月 1 日至 2026 年 5 月 31 日）定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の目的事項に関する株主提案書（以下「本株主提案書」といいます。）を受領いたしました。

その後、本株主提案書記載の社外取締役候補者との面談その他提案株主との対話等を経て、当社は、本日（2026 年 7 月 22 日）開催の取締役会において、本定時株主総会において付議される株主提案（以下「本株主提案」といいます。）に対する当社取締役会の意見について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本定時株主総会の付議議案

- 第 3 号議案（株主提案） 社外取締役 2 名選任の件
- 第 4 号議案（株主提案） 剰余金処分の件
- 第 5 号議案（株主提案） 企業価値向上委員会の設置に係る定款変更の件

各議案の要領及び提案の理由は、別紙「本株主提案書」に記載のとおりです。

2. 本株主提案に対する当社取締役会の意見

当社取締役会は、以下の理由により、本株主提案のすべての議案に反対いたします。

（1）第 3 号議案 社外取締役 2 名選任の件

ア 当社取締役会の意見

当社取締役会は、取締役会の任意の諮問機関であり、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会の答申を踏まえて審議した結果、本提案に反対いたします。

イ 反対の理由

提案株主は、当社の ROE が近年 7%前後に留まり、PBR が長期間にわたり 1 倍未満で推移していることなどを理由とし、企業価値向上に向けた議論を活性化させるため、竹中暢氏（以下「竹中氏」といいます。）及び古賀大地氏（以下「古賀氏」といいます。）の 2 名を社外取締役を選任することを提案しています。

しかしながら、当社の取締役会は、経営陣から独立した客観的な立場から適切な監督・助言を行うために十分な体制を既に構築しており、両氏の選任は、以下の①及び②の観点から、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものと考えております。

① 社外取締役としての独立性に疑義があること

(a) 本株主提案に至るまでの当社と提案株主とのやり取り

提案株主の業務執行組合員である株式会社 CARPE DIEM（以下「CARPE DIEM 社」といいます。）は、株式会社桜十字ホールディングスを中心として病院事業、高齢者住宅事業、予防医療事業等を展開する桜十字グループのグループ会社であり、CARPE DIEM 社が提出した当社株券等に係る大量保有報告書及び変更報告書によると、2026 年 6 月 18 日時点において、株券等保有割合にして 18.43%の当社株式を保有する当社の主要株主です。

CARPE DIEM 社は、2025 年 6 月時点において、株券等保有割合にして 13.48%の当社株式を保有するに至っていたところ、当社は、CARPE DIEM 社より、同月 20 日付けで、当社グループが桜十字グループの展開する病院施設等に医療機器等を販売することや、桜十字グループが当社株式の 20%以上を保有すること等を内容とする資本業務提携の提案（以下「本提携提案」といいます。）を受けました。当社は、本提携提案を受ける以前より、特定の取引先に偏ることなくあらゆる取引先と広く関係性を構築できていることが当社の強みであり、特定の取引先との間で事業上の密接な関係を構築することは避けるべきであるとの考えを有しておりましたが、本提携提案を受けて、CARPE DIEM 社を含む桜十字グループに関する情報や、提案された資本業務提携の内容に係る具体的な情報を取得した上で、取締役会にて対応を審議する必要があると考えていたところ、CARPE DIEM 社より、本提携提案に係る説明の機会を設けたい旨の申入れを受けました。その後、当社は、2025 年 8 月に、CARPE DIEM 社の代表取締役である志村貴雄氏（以下「志村氏」といいます。）と Web での面談を実施し、さらに、同年 9 月には、当社の全取締役が、志村氏及び竹中氏と対面での面談（以下「25 年 9 月面談」といいます。）を実施しました。当社は、これらの面談を経てもなお、本提携提案について審議するための十分な情報が得られなかったことから、CARPE DIEM 社に対し、桜十字グループの概要やビジネスモデル、資本業務提携によって想定されるシナジー等について確認する質問状を送付しておりました。そのような中、CARPE DIEM 社は、当該質問状に回答する前に、市場外取引で当社株式を追

加取得し、株券等保有割合が 18.43%に上昇したことが変更報告書により公表されました。

その後、当社は、CARPE DIEM 社との間で質問状と回答書のやり取りを複数回行い、2025 年 12 月の取締役会において、一連のやり取りを通じて得られた情報を踏まえ、本提携提案に対する最終回答を決議しました。すなわち、当社の中核事業である医療機器販売業の主要得意先が医療機関であり、当社は現状で数千の医療機関と取引があることから、特定の医療法人等との間で資本業務提携関係を構築することは、当社の中立性・公平性を損ない、取引先偏重による事業上のリスクを招く可能性が高いため、中長期的な企業価値の向上に資さないとの従前からの方針を再確認し、CARPE DIEM 社に対し、本提携提案を謝絶する旨回答しました。

しかしながら、CARPE DIEM 社は、当社からの上記回答に納得せず、2026 年 2 月には、当社に対して、当社の総議決権の 3 分の 1 に至るまで当社株式の保有割合を上昇させる意向を表明しました。その後、CARPE DIEM 社が、当社株主に対して、当社株式の相対譲渡の勧誘を行っていたことも判明いたしました。

本株主提案は、以上のような当社と CARPE DIEM 社とのやり取りに続いてなされたものです。

- (b) 桜十字グループの関係者である竹中氏及び古賀氏には、一般株主との間で利益相反が生じる懸念があること

本株主提案によれば、竹中氏は、現在、桜十字グループの執行役員（CIO・CP0）及びグループ会社である株式会社メディカルトリビューンの取締役を兼任されており、古賀氏は、グループ会社である株式会社桜十字のグループ財務経理責任者です。また、前述のとおり、竹中氏は、25 年 9 月面談に参加し、本提携提案に係る当社との交渉の一部を担当されておりました。

また、本株主提案を受けて、当社の指名・報酬委員会が竹中氏及び古賀氏と個別に面談（以下「指名・報酬委員会面談」といいます。）を実施したところ、両氏が、桜十字グループにおける業務執行者の立場で業務に従事し、その対価として報酬を受領していることが確認されました。

さらに、前記「(a) 本株主提案に至るまでの当社と提案株主とのやり取り」で述べた経緯を踏まえると、提案株主は本提携提案の実現のために本株主提案に及んだことが強く窺われるところ、指名・報酬委員会面談においても、両氏からは、当社と桜十字グループとの取引の拡大や関係の強化を示唆する発言が繰り返しなされました。しかしながら、本提携提案は、取引先偏重による事業上のリスクを避け、特定の取引先に偏ることなくあらゆる取引先と広く関係性を構築するという当社の経営方針と相容れないものであり、当社との取引を通じて自社の利益を追求する桜十字グループと当社の一般株主との間に利益相反が生じるおそれがあると考えております。

竹中氏及び古賀氏が当社の社外取締役就任した場合、両氏が提案株主を含む桜十字グループの意向や利益に影響を受けるおそれが否定できず、本提携提案への対応を含め、社外取締役として、当社経営陣・執行側や特定の株主から独立した立場で、株主共同の利益の観点から監督・助言を行うことができるかについて、強い懸念があると考えております。

② 既存の取締役会におけるスキルセットとの重複

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、専門知識と豊富な経験を有する社外取締役を既に選任しており、現在の取締役会は、多様性と独立性を備える最適な構成となっております。業務執行取締役及び監査等委員を含む取締役会全体としても、金融機関出身者、経営管理部門経験者、事業戦略及び経営企画の経験者を含む体制となっており、営業・販売、財務・会計、資本政策、成長戦略、法務・コンプライアンス、内部統制・リスクマネジメント、経営管理等の観点から実効的な議論を行うことが可能な構成となっております。

本株主提案によると、竹中氏は、ヘルスケア分野のシステム開発、医療 DX、IT 戦略、医療機器・資材の購買部門の管掌、医療関連法人・企業の役員経験等を有するとのことですが、当社グループの業務執行取締役及び各事業会社の経営陣において既に議論・推進している領域と相当程度重複しており、当社取締役会に不足するスキルを新たに補完するものとまでは認められません。古賀氏については、金融機関、投資会社及び医療・介護事業を展開する企業グループにおける財務、会計、資本政策、投資判断、リスク管理及び経営管理の経験を有するとのことですが、当社の既存の社外取締役が有するスキルにより、当社の現体制において既に重層的にカバーされております。

なお、指名・報酬委員会面談においても、両氏からは、専門性を当社の現状の課題解決や取締役会の実効性向上にどのように活かすのか、既存の業務執行取締役又は社外取締役とは異なる付加価値を提供できるのかについて、本株主提案を超えた具体的な説明は十分になされませんでした。

したがって、本株主提案により、竹中氏及び古賀氏を追加的に社外取締役として選任することは、既存の取締役会が有するスキルセットとの重複を生じさせる一方で、当社の取締役会に不足する具体的なスキルを補完するものとはいえないことから、当社の企業価値向上に向けた付加的な役割の発揮は期待できず、また取締役会の規模を必要以上に拡大することは、機動的な意思決定を阻害するおそれがあると判断いたしました。

(2) 第4号議案 剰余金処分の件

ア 当社取締役会の意見

当社取締役会は、本議案よりも高額な配当を内容とする議案を本定時株主総会に提案する予定ですが、提案株主による提案の理由は、当社取締役会の考えとは異なります。当社取締役会の見解は、下記イのとおりです。

イ 提案株主による提案の理由に対する当社取締役会の見解

提案株主は、当社のPBRが1倍を下回る水準で推移しており、資本効率改善の余地があるとして、1株当たりの配当金額を100円（直近5期の平均EPSから、年間配当性向50%相当と主張）とする剰余金の処分を提案しています。

当社は、株主還元を重要な経営課題の一つと位置付けており、利益配分につきましては、財務体質の強化を図りつつ、毎期の業績、新規投資等を勘案しながら、安定的に実施することを基本方針としております。また、配当水準につきましては、中期経営計画において公表しているとおり、基本的に連結配当性向30%を基準としております。

また、当社グループは、「地域のヘルスケアに貢献する」という経営理念のもと、中期経営計画において、「積極的投資とグループ機能向上によるバランス経営の実行」を基本方針として掲げております。当社グループとしては、事業領域の拡充、潜在需要の顕在化に向けた投資、M&A、システム投資・DX投資、人的資本投資等を通じて、持続的な成長と企業価値の向上を目指すとともに、資本効率の向上及び株主還元の充実にも継続的に取り組んでおり、配当のみならず自己株式取得も含めた機動的な資本政策を実施しております。

当社取締役会としても、資本コストや株価を意識した経営の重要性を十分に認識しており、資本効率の向上及び株主還元の充実継続して取り組んでまいります。もっとも、PBRの改善や企業価値の向上は、単に配当水準を引き上げることのみによって実現されるものではなく、成長投資、事業収益力の強化、財務健全性の維持、株主還元の充実等を総合的に推進することによって実現すべきものと考えております。

これに対し、本提案は、過去の平均EPSを基礎として、配当性向50%に相当する水準まで配当を増額することを求めるものです。しかしながら、本提案は、今後の事業環境の変化、成長投資に必要な資金需要、財務の健全性及び経営の安定性を十分に考慮したものとはいえません。また、配当性向を引き上げることは、将来の成長投資や事業戦略の実行に必要な資金の確保を制約するおそれがあるため、結果として、当社の中長期的な企業価値の向上及び株主共同の利益に資さない可能性があるものと考えております。

なお、当社グループの中核事業会社である山下医科器械株式会社は、2026年8月に創業100周年を迎えることから、当社は、中期経営計画において公表しているとおり、これを踏まえた創業100周年記念配当を予定しております。当該記念配当を含めれば、当社が予定する1株当たりの配当水準は107円となる見込みであり、提案株主が求める以上の水準の株主還元を実施することになりますが、配当方針を変更するものではありません。

(3) 第5号議案 企業価値向上委員会の設置に係る定款変更の件

ア 当社取締役会の意見

当社取締役会は、本提案に反対いたします。

イ 反対の理由

提案株主は、当社の資本効率の向上及び株主価値向上に向けた取組みを促すためとして、社外取締役全員で構成される「企業価値向上委員会」を設置し、その検討結果を取締役に勧告し株主に説明することを定款に定めるよう提案しています。

まず、定款は、会社の目的、組織及び運営に関する根本原則を定めるものであり、特定の名称・目的・構成を有する法定外の委員会を定款上固定的に設置し、その権限及び手続を一律に定めることは、経営環境の変化に応じた機動的かつ柔軟なガバナンス体制の構築を困難にするおそれがあります。

また、資本コストや株価を意識した経営の実現、並びに企業価値向上に向けた施策の検討は、当社の取締役会が担うべき中核的な役割であるとともに、企業価値向上に向けた施策は、単に資本効率や株価指標のみを検討すれば足りるものではなく、その時々の経営環境、事業戦略、資本政策、投資計画、株主・投資家との対話状況、必要となる専門性等を総合的に踏まえ、取締役会が機動的かつ柔軟に行うべきであって、社外取締役のみで構成される委員会を、企業価値向上施策の検討機関として定款上固定化することが適切であるとはいえません。

当社は、中期経営計画において、PBR 1 倍以上、ROE10%以上を目標として掲げるとともに、M&A やパートナーシップ強化による収益性向上、ヘルスケア分野の社会問題解決に資する投資、コーポレートガバナンス・コードの推進による透明性・公正性の確保、自己株式取得による機動的な資本政策、株主・投資家との対話強化による経営改善等を掲げております。このように、当社は既に資本コストや株価を意識した経営及び企業価値向上に向けた具体的な方針を明らかにしており、現体制においても、事業に精通している業務執行取締役、及び各分野で高度かつ専門的な見識を持つ社外取締役によって、十分かつ実効的な業務執行の監督がなされていると考えております。

したがって、本提案のとおり、別途の委員会の設置及びその勧告・説明義務を定款により強制する必要性は認められません。むしろ、当社の経営判断の機動性・柔軟性を損ない、取締役会が本来担うべき企業価値向上に向けた判断を不必要に制約するおそれがあると判断いたしました。

別紙「本株主提案書」

※提案株主から提出された本株主提案書面の該当記載を原文のまま掲載しております。

第1 提案する議案

- ・社外取締役2名選任の件
- ・剰余金処分の件
- ・企業価値向上委員会の設置に係る定款変更の件

第2 議案の要領及び提案の理由（社外取締役2名選任の件）

(1) 議案の要領

以下の2名を社外取締役に選任する。

社外取締役候補者 竹中 暢 氏
同 古賀 大地 氏

(2) 提案の理由

東京証券取引所は、資本コストや株価を意識した経営を上場企業に求めており、特にPBR 1倍割れ企業に対しては改善に向けた具体的な取組み及び開示を要請している。

しかしながら、当社のROEは近年7%前後に留まり、PBRについても長期間にわたり1倍未満で推移している。また、当社株式の流動性は限定的であり、株式市場から十分な評価を獲得しているとは言い難い状況にある。

このような状況は、当社の事業基盤や財務内容に重大な問題があることを意味するものではなく、むしろ資本効率向上及び株主価値向上に向けた取組みが十分に進展していないことを示している。

当社においては創業家が大株主として重要な影響力を有している一方、PBR 1倍未満及びROE低位の状態が長期間にわたり継続している。このような状況を鑑みると、企業価値向上及び株主価値向上に関する議論をより活性化し、株式市場との対話を強化するためには、独立した立場から経営に助言及び監督を行う社外取締役の役割が極めて重要である。

社外取締役候補者はいずれも、取締役としての役割を果たす上で、独立した立場で監督を行い、説明責任を果たすことにより、当社のガバナンス及び業績に貢献できる特別な専門知識を有している。社外取締役候補者2名の各略歴及び同人らを社外取締役候補として提案する理由は次のとおりである。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び他の法人等の代表状況	所有する 当社株式の数
1	竹中 暢 (1968年2月7日生)	1992年4月 日本ユニシス株式会社（現 BIPROGY 株式会社）入社 2004年4月 同社ヘルスケアシステム課長 2011年9月 同社ヘルスケア営業課長 2012年4月 同社社会基盤事業推進室長 2016年4月 同社ヘルスケア営業部長 2018年6月 日本ユニシス株式会社退社 2018年7月 株式会社桜十字入社 CIO就任 現職 2020年4月 株式会社メディカルトリビューン 監査役就任 2022年11月 一般社団法人 COCOONLAB 理事就任 現職 2023年3月 医療法人社団峰至会 理事就任 現職 2024年2月 株式会社メディカルハック 代表取締役就任 現職 2024年6月 株式会社メディカルトリビューン 監査役退任 2024年7月 株式会社メディカルトリビューン 取締役就任 現職 2024年7月 桜十字グループ執行役員（CIO・CPO）就任 現職	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び他の法人等の代表状況	所有する 当社株式の数
2	古賀 大地 (1977年7月25日生)	2000年4月 株式会社 東京三菱銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）入社 2005年9月 パシフィックマネジメント株式会社入社 2008年12月 シンプレクスインベストメントアドバイザーズ株式会社入社 2011年10月 株式会社桜十字入社 グループ財務経理責任者就任	0株

【取締役候補とした理由】

(1) 竹中 暢 氏

同氏は、日本ユニシス株式会社（現 BIPROGY 株式会社）において 30 年近くにわたりヘルスケア分野のシステム開発、営業及び事業企画開発に従事し、医療業界に関する深い知見と豊富なマネジメント経験を有している。また、現在は株式会社桜十字の執行役員（CIO・CPO）としてグループ全体の DX 推進や IT 戦略統括と医療機器、資材を始めとする購買部門の管掌をするとともに、複数の医療関連法人・企業の役員を務めており、医療・ヘルスケア業界における幅広い知識と経営経験を備えている。

特に、医療機関の運営、医療、DX、データ活用、業務改革及び新規事業開発に関する高い専門性は、医療機器・医療情報システムの販売を主力事業とするヤマシタヘルスケアホールディングス株式会社において、中長期的な企業価値向上及び経営基盤の強化に資するものと考えられる。

また、同氏は経営執行の経験に加え、監査役及び取締役としての経験も有しており、客観的かつ独立した立場から経営陣に対する適切な監督及び助言を行うことが期待できる。当社は、同氏の豊富な経験と高い見識が当社取締役会の実効性向上及びガバナンス強化に大きく寄与するものと判断し、社外取締役候補者として推薦する。

(2) 古賀大地氏

同氏は、株式会社東京三菱銀行（現株式会社三菱 UFJ 銀行）において金融実務の経験を積んだ後、不動産投資会社及び投資運用会社において投融資、財務及び資本政策に関する専門知識を培ってきた。また、2011 年より株式会社桜十字においてグループ財務経理責任者を務め、医療・介護事業を展開する企業グループの財務戦略、資金調達、M&A、予算統制及び経営管理を統括するなど、豊富な経営管理経験を有している。

同氏は、金融機関、投資会社及び事業会社における幅広い経験を通じて、財務・会計、資本政策、投資判断及びリスク管理に関する高い見識を有している。これらの知見は、持続的な成長と資本効率の向上が求められるヤマシタヘルスケアホールディングス株式会社の経営において有益な助言及び監督機能を発揮するものと期待される。

また、医療業界における経営管理の実務経験を有していることから、当社の事業特性を十分に理解したうえで、客観的かつ独立した立場から取締役会の意思決定及びガバナンス強化に貢献できるものと判断している。以上の理由により、同氏を当社の社外取締役候補者として推薦する。

このように竹中氏及び古賀氏は、長年にわたり、事業運営及び事業管理の実務に携わってきており、内部統制構築等に関する十分な経験と能力を有している。

両氏の選任により、当社取締役会における企業価値向上及び株主価値向上に関する議論が一層活性化し、企業価値向上委員会の実効性並びに株式市場との建設的な対話の推進につながるものとする。

よって、竹中氏及び古賀氏を社外取締役として選任することを提案する。

第 3 議案の要領及び提案の理由（剰余金処分の件）

(1) 議案の要領

剰余金処分を以下の通り実施すること。

・ 配当財産の種類

金銭

・ 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1 株当たりの配当金額（以下「1 株配当」という。）を 100 円とする。

・ 剰余金の配当が効力を生じる日

当社第 9 回定時株主総会開催日の翌日

なお、本議案は第9回定時株主総会に会社側利益処分案が提案された場合、同提案とは独立かつ同提案として両立するものとして、追加で提案するものである。

(2) 提案の理由

東京証券取引所は、資本コストや株価を意識した経営を上場企業に求めており、特にPBR 1倍割れ企業に対しては改善に向けた具体的な取組みの実施及び開示を要請している。

しかしながら、当社のPBRは長期間にわたり1倍を下回る水準で推移しており、株主資本が市場から十分に評価されているとは言い難い状況にある。また、当社のROEは近年7%前後で推移しているものの、株主資本に対する収益性は十分とは言えず、資本効率改善の余地が残されている。

さらに、当社株式の市場流動性は限定的であり、株式市場における評価及び投資家層の拡大が十分に進んでいるとは言えない。上場会社である以上、株主との利益共有を通じて市場から適正な評価を獲得し、株式の魅力を高めることは重要な経営課題である。

現在の配当方針は利益成長と株主還元との連動制が十分とは言えず、資本効率改善への規律も限定的である。今回提案の1株配当100円は直近5期(2022.05～2026.05)の平均EPS195.96円(2026年5月期は会社予想値)から年間配当性向50%相当で計算している。利益の半分を株主へ還元しつつ、残る半分为成長投資及び財務基盤の維持・強化に充当するものであり、企業の持続的成長と株主還元の両立を図る合理的な水準である。

当社が資本コスト及び株価を意識した経営を実践し、上場企業としての価値向上及び株主価値の最大化を実現するためにも、年間配当性向50%を基準とした株主還元方針を採用すべきである。

第4 議案の要領及び提案の理由(企業価値向上委員会の設置に係る定款変更の件)

(1) 議案の要領

現行の定款に次の章と条文を新設し、現行の定款の第7章を第8章に繰り下げ、従前の第35条から第38条をそれぞれ第36条から第39条に繰り下げる。

第6章 企業価値向上委員会

(企業価値向上委員会)

- 第35条 当社の取締役会は、企業価値及び株主価値の向上について検討するための委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
2. 委員会は、当社の社外取締役全員によって構成する。
 3. 委員会は、創業家を含む特定の株主の意向から独立した立場で、資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた施策を継続的に検討するとともに、企業価値及び株主価値向上策を検討し、1年に1回以上、その検討結果を取締役会に対して意見表明として勧告し、かつ、株主に対し説明しなければならない。
 4. 委員会の開催は四半期に1回以上とし、その決議は委員会を構成する委員の過半数が出席し、出席委員の過半数をもって行う。
 5. 委員会の招集及び開催に関する手続の詳細、任期その他の事項は、委員会において定める規則による。
 6. 委員会は、必要に応じて外部のアドバイザーを利用することができるものとする。
 7. 委員会の運営に必要な合理的な費用は、当社の負担とする。

(2) 提案の理由

本提案は、当社が企業価値及び株主価値の向上に継続的に取り組むよう促すことを目的とするものである。

東京証券取引所は、資本コストや株価を意識した経営を上場企業に求めており、特にPBR1倍割れ企業に対しては改善に向けた具体的な取組み及び開示を要請している。

しかしながら、当社のROEは近年7%前後に留まり、PBRについても長期間にわたり1倍未満で推移している。これは、当社が安定した事業基盤を有しながらも、資本効率の向上及び株主価値向上に向けた取組みが株式市場から十分に評価されていないことを示している。

また、当社株式の流動性は限定的であり、上場企業として期待される市場評価や投資家層の拡大も十分に進んでいるとは言い難い。こうした状況の改善には、単年度の業績向上のみならず、資本政策、株主還元、IR活動及び資本効率改善策を継続的に検討し、株式市場に対して明確なメッセージを発信する体制が必要である。

当社においては創業家が大株主として重要な影響力を有している一方、PBR1倍割れ及びROE低位の状態が長期間継続している。このような状況に鑑みると、現状の意思決定プロセスのみでは十分な改善が期待できるとは言い難い。

当社は企業価値向上委員会の設置により、創業家を含む特定の株主の意向から独立した立場で、資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた施策を継続的に検討するとともに、株主及び株式市場との対話を強化し、企業価値及び株主価値の向上に取り組むべきである。

以上